



鳥取県公報

令和4年6月24日（金）
第9410号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立県民文化会館の利用料金の一部改正（360）（文化政策課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立倉吉未来中心の利用料金の一部改正（361）（〃）・・・・・・・・・・ 7
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（362）（福祉監査指導課）・・・・・・・・ 14
	国土調査の成果の認証（363）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 15
	令和4管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量の変更 （364）（漁業調整課）・・・・・・・・・・ 16
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 16

告 示

鳥取県告示第360号

令和3年鳥取県告示第621号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき令和4年3月23日及び同年4月22日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前								
1 利用料金					1 利用料金								
(1) 施設利用料					(1) 施設利用料								
ア～エ 略					ア～エ 略								
オ リハーサル室・練習室利用料					オ リハーサル室・練習室利用料								
区 分	午 前	午 後	夜間		全 日	区 分	午 前	午 後	夜間		全 日		
	午 前 9 時 か ら 正 午 ま で	午 後 1 時 か ら 午 後 5 時 ま で	午 後 6 時 か ら 午 後 9 時 30 分 ま で		午 前 9 時 か ら 午 後 9 時 30 分 ま で		午 前 9 時 か ら 正 午 ま で	午 後 1 時 か ら 午 後 5 時 ま で	午 後 6 時 か ら 午 後 9 時 30 分 ま で		午 前 9 時 か ら 午 後 9 時 30 分 ま で		
リ ハ ー サ ル 室	略		10,780 円		略	リ ハ ー サ ル 室	略		10,780 円		6,170 円	4,620 円	略
第 1 練 習 室	略		1,250 円		略	第 1 練 習 室	略		1,250 円		720円	540円	略
第 2 練	略		1,540 円		略	第 2 練	略		1,540 円		880円	660円	略

習室			
第3練習室	略	2,460円	略
第4練習室	略	3,360円	略

カ〜ク 略

ケ イベントホール（展示室）利用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
イベントホール（展示室）	略			

備考 略

コ 会議室・会議準備室利用料

区分	午前	午後	夜間	全日	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	
第1会議室	非 営 利	13,360円	17,820円	15,590円	46,770円
	営 利	26,720円	35,640円	31,180円	93,540円

習室					
第3練習室	略	2,460円	1,410円	1,050円	略
第4練習室	略	3,360円	1,920円	1,440円	略

カ〜ク 略

ケ 展示室利用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
展示室	略			

備考 略

コ 会議室・会議準備室利用料

区分	利用料（1時間につき）（非営利）	利用料（1時間につき）（営利）
第1会議室	4,680円	9,360円

第 2 会 議 室	非 営 利	6,500 円	8,660 円	7,580 円	22,740 円
	営 利	13,000 円	17,320 円	15,160 円	45,480 円
第 3 会 議 室	非 営 利	6,830 円	9,110 円	7,970 円	23,910 円
	営 利	13,660 円	18,220 円	15,940 円	47,820 円
第 4 会 議 室	非 営 利	3,230 円	4,310 円	3,770 円	11,310 円
	営 利	6,460 円	8,620 円	7,540 円	22,620 円
第 5 会 議 室	非 営 利	1,510 円	2,010 円	1,760 円	5,280 円
	営 利	3,020 円	4,020 円	3,520 円	10,560 円
第 6 会 議 室	非 営 利	1,390 円	1,860 円	1,620 円	4,870 円
	営 利	2,780 円	3,720 円	3,240 円	9,740 円
第 7 会 議 室	非 営 利	890円	1,180 円	1,030 円	3,100 円
	営 利	1,780 円	2,360 円	2,060 円	6,200 円
第 8 会 議 室	非 営 利	790円	1,060 円	930円	2,780 円
	営 利	1,580 円	2,120 円	1,860 円	5,560 円
会 議 準 備 室	非 営 利	380円	510円	440円	1,330 円
	営 利	760円	1,020 円	880円	2,660 円

第 2 会 議 室	2,160円	4,320円
第 3 会 議 室	2,450円	4,900円
第 4 会 議 室	1,070円	2,140円
第 5 会 議 室	530円	1,060円
第 6 会 議 室	490円	980円
第 7 会 議 室	320円	640円
第 8 会 議 室	270円	540円
会 議 準 備 室	130円	260円

備考

1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。ただし、午後9時から午後9時30分まで利用する場合の利用料は、

サ ホール又はイベントホール（展示室）を専ら練習又は準備のために利用する場合の利用料

施設名	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
略				
<u>イベントホール(展示室)</u>	略			

シ 延長・時間外利用料

(ア) 梨花ホール、小ホール、楽屋・楽屋事務室、練習室、リハーサル室及びイベントホール（展示室）

略

備考

- 1・2 略
- 3 ホール又はイベントホール（展示室）を専ら練習又は準備のために利用する場合は、(1)ア、ウ及びケに定める利用料を午前の利用料、午後の利用料及び夜間の利用料とみなして、延長・時間外利用料を計算する。

(イ) 会議室及び会議準備室

区分	利用料（1時間につき）
午前8時から午前9時まで	午前の利用料÷3×1.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
正午から午後1時まで	午前の利用料÷3 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
午後5時から午後6時まで	午後の利用料÷4 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)

この表の利用料の額の2分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

サ ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために利用する場合の利用料

施設名	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
略				
<u>展示室</u>	略			

シ 梨花ホール、小ホール、楽屋・楽屋事務室、練習室、リハーサル室及び展示室の延長・時間外利用料

略

備考

- 1・2 略
- 3 ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために利用する場合は、(1)ア、ウ及びケに定める利用料を午前の利用料、午後の利用料及び夜間の利用料とみなして、延長・時間外利用料を計算する。

午前0時から午前 8時まで及び午後 9時30分から午後 12時まで	夜間の利用料÷3.5×1.2 (10円未満の端数は切り 捨てるものとする。)
--	--

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。ただし、午後9時から午後9時30分まで利用する場合の利用料は、この表の利用料の額の2分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
 - 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- (2) 設備利用料
- ア・イ 略
- ウ リハーサル室、練習室、イベントホール（展示室）及び会議室

区分		利用料
施設	設備名	
略		
イベントホール(展示室)	略	略
略		
第2会議室	略	1台1回につき 1,910円
	ビデオ・パソコンプロジェクト	
第3会議室	カセットテープデッキ	1台1回につき 840円
	マイク（ダイナミック型）	1本1回につき 740円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	1本1回につき 1,170円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1本1回につき 1,270円
	マイクスタンド（床上型）	1本1回につき 200円
	マイクスタンド（卓上型）	1本1回につき 200円

(2) 設備利用料

- ア・イ 略
- ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室

区分		利用料
施設	設備名	
略		
展示室	略	略
略		
第2会議室	略	1台1回につき 950円
	OHP	
第3会議室	カセットテープデッキ	1台1回につき 840円
	マイク（ダイナミック型）	1本1回につき 740円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	1本1回につき 1,170円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1本1回につき 1,270円
	マイクスタンド（床上型）	1本1回につき 200円
	マイクスタンド（卓上型）	1本1回につき 200円

	CDプレーヤー	1台1回につき 1,050円		CLDプレーヤー	1台1回につき 1,050円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき 1,050円			
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき 1,910円			
	小型ディスプレイ (13.3型)	1台1回につき 1,910円			
第4会議室	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1セット1回につき 1,480円			
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき 1,170円			
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき 1,910円			
第5会議室	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1セット1回につき 1,480円			
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき 1,170円			
	マイク (ワイヤレス・タイプン型)	1本1回につき 1,270円			
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき 1,910円			
略			略		
備考 略			備考 略		
2 略			2 略		

附 則

この告示は、令和4年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

鳥取県告示第361号

令和3年鳥取県告示第622号 (鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について) により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例 (平成12年鳥取県条例第5号) 第11条第2項の規定に基づき令和4年3月23日及び同年4月22日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前	
1 利用料金					1 利用料金	
(1) 施設利用料					(1) 施設利用料	
ア～エ 略					ア～エ 略	
オ セミナールーム利用料					オ セミナールーム利用料	
区分	午前	午後	夜間	全日	区分	利用料（1時間につき）
	午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 9時 30分 まで	午前 9時 から 午後 9時 30分 まで		
セミナー ーム1	3,560 円	4,750 円	4,150 円	12,460 円	セミナー ーム1	1,290円
セミナー ーム2	1,940 円	2,590 円	2,270 円	6,800 円	セミナー ーム2	710円
セ ミ ナ ー ル ー ム 3	全室 8,410 円	11,220 円	9,810 円	29,440 円	セ ミ ナ ー ル ー ム 3	全室 3,080円
	2分の 1室 (A)	4,190 円	5,580 円	4,880 円	14,650 円	2分の 1室 (A) 1,540円
	2分の 1室 (B)	4,190 円	5,580 円	4,880 円	14,650 円	2分の 1室 (B) 1,540円
セミナー ーム4	1,610 円	2,150 円	1,880 円	5,640 円	セミナー ーム4	580円
セミナー ーム5	1,810 円	2,420 円	2,110 円	6,340 円	セミナー ーム5	660円
セミナー ーム6	1,610 円	2,150 円	1,880 円	5,640 円	セミナー ーム6	580円
セミナー ーム7	2,170 円	2,900 円	2,540 円	7,610 円	セミナー ーム7	790円
セミナー ーム8	2,530 円	3,370 円	2,950 円	8,850 円	セミナー ーム8	890円
セ ミ ナ ー ル ー ム 9	全室 2,320 円	3,090 円	2,710 円	8,120 円	セ ミ ナ ー ル ー ム 9	全室 770円
	8 畳 (A)	950円	1,260 円	1,100 円	3,310 円	8 畳 (A) 310円
	6 畳 (B)	680円	910円	800円	2,390 円	6 畳 (B) 230円
	6 畳 (C)	680円	910円	800円	2,390 円	6 畳 (C) 230円

カ アトリウム利用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 9時 から正 午まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 9時 30分 まで	午前 9時 から 午後 9時 30分 まで
アトリウム（50平方メートルにつき）	330円	440円	380円	1,150円

キ 大ホール2階ホワイエ利用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。ただし、午後9時から午後9時30分まで利用する場合の利用料は、この表の利用料の額の2分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

カ アトリウム利用料

区分	利用料
アトリウム（1時間50平方メートルにつき）	100円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。ただし、午後9時から午後9時30分まで利用する場合の利用料は、この表の利用料の額の2分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

キ 大ホール2階ホワイエ利用料

区分	利用料（1時間につき）

ホワイエ	1,840 円	2,460 円	2,150 円	6,450 円
------	------------	------------	------------	------------

備考

利用範囲は2階ホワイエのみとする。

ク 略

ケ 営利目的で利用できる施設とその施設利用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 9時 30分 まで	午前 9時 から 午後 9時 30分 まで
小ホール (平土間)	15,030 円	30,060 円	32,880 円	71,730 円
リハーサル 室	9,770 円	13,020 円	11,390 円	34,180 円
セミナー ーム1	7,120 円	9,500 円	8,300 円	24,920 円
セミナー ーム2	3,880 円	5,180 円	4,540 円	13,600 円
セ ミ ナ ー ル	全室	16,820 円	22,440 円	58,880 円
	2分の 1室 (A)	8,380 円	11,160 円	29,300 円
	2分の 1室 (B)	8,380 円	11,160 円	29,300 円
セミナー ーム4	3,220 円	4,300 円	3,760 円	11,280 円
セミナー	3,620	4,840	4,220	12,680

ホワイエ	610円
------	------

備考

- 1 利用範囲は2階ホワイエのみとする。
- 2 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。ただし、午後9時から午後9時30分まで利用する場合の利用料は、この表の利用料の額の2分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 3 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

ク 略

ケ 営利目的で利用できる施設とその施設利用料

(ア) 時間貸施設

施設	利用料（1時間につき）	
リハーサル 室	3,350円	
セミナー ーム1	2,580円	
セミナー ーム2	1,420円	
セ ミ ナ ー ル	全室	6,160円
2分の 1室 (A)	3,080円	
2分の 1室 (B)	3,080円	
セミナー ーム4	1,160円	
セミナー	1,320円	

ーム5	円	円	円	円
セミナー ーム6	3,220 円	4,300 円	3,760 円	11,280 円
セミナー ーム7	4,340 円	5,800 円	5,080 円	15,220 円
セミナー ーム8	5,060 円	6,740 円	5,900 円	17,700 円
セ ミ ナ ー ル ーム 9	全室 4,640 円	6,180 円	5,420 円	16,240 円
	8 畳 (A) 円	2,520 円	2,200 円	6,620 円
	6 畳 (B) 円	1,820 円	1,600 円	4,780 円
	6 畳 (C) 円	1,820 円	1,600 円	4,780 円
アトリウム (50平方 メートルに つき)	1,650 円	2,200 円	1,900 円	5,750 円

備考 小ホール（平土間）を午前に準備等のため
利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利
用する場合は、全日の利用料の10分の9の額（10
円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴
収する。

ーム5	
セミナー ーム6	1,160円
セミナー ーム7	1,580円
セミナー ーム8	1,780円
セ ミ ナ ー ル ーム 9	全室 1,540円
	8 畳 (A) 620円
	6 畳 (B) 460円
	6 畳 (C) 460円
アトリウム (1時間50 平方メー トルにつき)	500円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利
用時間に1時間未満の端数があるときは、1
時間として計算する。ただし、午後9時から
午後9時30分まで利用する場合の利用料は、
この表の利用料の額の2分の1の額（10円未
満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合
の利用料は、この表により算定した利用料の
額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨
てるものとする。）とする。

(イ) 区分貸施設

小ホー ル（平 土間）	午前 午前9 時から 正午ま で	午後 午後1 時から 午後5 時まで	夜間 午後6 時から 午後9 時30分 まで	全日 午前9 時から 午後9 時30分 まで
	15,030 円	30,060 円	32,880 円	71,730 円

備考 午前に準備等のため利用し、引き続き午後

コ 延長・時間外利用料

(ア) 大ホール(2階ホワイエの単独利用を除く。)、小ホール、楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室、練習室の延長・時間外利用料

略

備考 略

(イ) セミナールーム、アトリウム、大ホール2階ホワイエの延長・時間外利用料

区分	利用料(1時間当たり)
午前8時から午前9時まで	午前の利用料 ÷ 3 × 1.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
正午から午後1時まで	午前の利用料 ÷ 3 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
午後5時から午後6時まで	午後の利用料 ÷ 4 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
午前0時から午前8時まで及び午後9時30分から午後12時まで	夜間の利用料 ÷ 3.5 × 1.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)

備考

1. 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2. 午前(午前9時から正午まで)から引き続き午後(午後1時から午後5時まで)において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後(午後1時から午後5時まで)から引き続き夜間(午後6時から午後9時30分まで)において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は徴収しない。

(2) 設備利用料

ア 大ホール

区分	利用料
----	-----

及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の10分の9の額(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)を徴収する。

コ 大ホール(2階ホワイエの単独利用を除く。)、小ホール、楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室、練習室の延長・時間外利用料

略

備考 略

(2) 設備利用料

ア 大ホール

区分	利用料
----	-----

種別	設備名	
略		
照明設備	LEDローア ホリゾン トライト	1セット1回につき 1,380円
	LEDボーダ ーライト	1列1回につき 1,170円
	略	
	LED中アッ パーホリ ゾン トライト	1セット1回につき 1,700円
	略	
	天井反射板ラ イト (90灯)	1セット1回につき 2,660円
	ムービングラ イト	1台1回につき 1,590円
略		
移動用 効果器 具・効 果用照 明器具	略	
	スポットライ ト (1キロワ ット)	1台1回につき 310円
	LEDスポッ トライト	1台1回につき 310円
	スポットライ ト (ソー スフォー575ワ ット)	1台1回につき 310円
	スポットライ ト (LEDソ ースフォー)	1台1回につき 310円
略		

備考 略

イ 小ホール

区分		利用料
種別	設備名	
略		
照明設 備	LEDローア ホリゾン トライト	1セット1回につき 1,170円
	LEDボーダ ーライト	1列1回につき 840円
略		

種別	設備名	
略		
照明設 備	ローアホリ ゾン トライト	1セット1回につき 1,380円
	ボーダーライ ト	1列1回につき 1,170円
	略	
	中アッパ ーホ リ ゾン ト ライ ト	1セット1回につき 1,700円
	略	
	天井反射板ラ イト (90灯)	1セット1回につき 2,660円
略		
移動用 効果器 具・効 果用照 明器具	略	
	スポットライ ト (1キロワ ット)	1台1回につき 310円
	スポットライ ト (ソー スフォー575ワ ット)	1台1回につき 310円
	略	

備考 略

イ 小ホール

区分		利用料
種別	設備名	
略		
照明設 備	ローアホリ ゾン ト ライ ト	1セット1回につき 1,170円
	ボーダーライ ト	1列1回につき 840円
略		

医療法人萌生会	西伯郡伯耆町長山 152-1	介護老人保健施設 寿楽荘通所リハビリ テーション事業 所	西伯郡伯耆町長山 152-1	通所リハビリテ ーション	令和4年5月 31日
〃	〃	介護老人保健施設 寿楽荘短期入所療 養介護事業所	〃	短期入所療養介 護	〃

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在 地	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人萌生会	西伯郡伯耆町長山 152-1	介護老人保健施設 寿楽荘	西伯郡伯耆町長山 152-1	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	令和4年5月 31日
〃	〃	介護老人保健施設 寿楽荘短期入所療 養介護事業所	〃	介護予防短期入 所療養介護	〃

鳥取県告示第363号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の 名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
倉吉市	平成29年度及び平 成30年度	倉吉市(住吉町、駄経 寺町、新陽町、米田町、 下田中町及び上灘町 の各一部)の地籍図及 び地籍簿	倉吉市住吉町、駄経 寺町、新陽町、米田 町、下田中町及び上 灘町の各一部	令和4年6月24日
岩美郡岩美町	令和元年度及び令 和2年度	岩美町(大字岩井、大 字宇治及び大字恩志 の各一部)の地籍図及 び地籍簿	岩美町大字岩井、大 字宇治及び大字恩 志の各一部	〃
〃	〃	岩美町(大字網代の一 部)の地籍図及び地籍 簿	岩美町大字網代の 一部	〃
〃	〃	岩美町(大字新井及び 大字本庄の各一部)の 地籍図及び地籍簿	岩美町大字新井及 び大字本庄の各一 部	〃
〃	〃	岩美町(大字長谷、大 字白地及び大字真名 の各一部)の地籍図及 び地籍簿	岩美町大字長谷、大 字白地及び大字真 名の各一部	〃
東伯郡三朝町	平成30年度から令 和2年度まで	三朝町(大字坂本の一 部(20183136401))の	三朝町大字坂本の一 部	〃

	地籍図及び地籍簿		
--	----------	--	--

鳥取県告示第364号

令和4年鳥取県告示第144号（令和4管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量について）により告示したくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量について、令和4年5月30日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	4.4 トン	16.3 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	5.4 トン	6.3 トン

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷1188の3、1188の15、1188の17、1188の56、1188の57、1188の63、1188の66、1188の111、1188の113、1188の114、1188の117
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨
1に掲げる土地について、令和4年5月24日付農林水産省告示第915号（保安林の指定施業要件を変更する件）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 智頭町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課